

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

(1) 請求人は、昭和〇年〇月より病院において看護師として勤務していたところ、同年〇月〇日通勤途上に交通事故により「頸部捻挫、腰臀部打撲、両手打撲、左膝・両下肢打撲、外傷性神経因性膀胱、外傷性腰椎椎間板障害、調節障害」（以下「旧傷病」という。）の負傷をし療養していたが、平成〇年〇月〇日治癒した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、残存する障害が労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）の併合第10級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

(2) 請求人は、平成〇年〇月〇日より病院において看護師として勤務していたが、平成〇年〇月末頃から腰痛、右膝関節痛、足関節痛、背部痛、下肢のしびれ感等を覚えるようになり、同年〇月〇日、病院に受診し「外傷性腰椎椎間板障害後腰痛症」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、請求人に発症した傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した傷病は再発及び業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した。

その後、請求人は、監督署長を被告として、同年〇月〇日付けで地方裁判所へ提訴したが、平成〇年〇月〇日付けで「棄却・却下」の判決が出された。請求人は、一審判決を不服として、高等裁判所へ控訴したが、平成〇年〇月〇日付けで「控訴棄却」の判決が出されたことから、控訴判決を不服として最高裁判所へ上告したものの、平成〇年〇月〇日付けをもって「上告棄却」された。

(3) 請求人は、上記(2)の後続期間について監督署長に請求するも支給しない旨の処分をしたことから、審査請求をしたが、審査官は審査請求の全てについて棄却決定し、当審査会においても棄却している。また、請求人は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る療養補償給付及び休業補償給付について、地方裁判所へ提訴したところ、平成〇年〇月〇日付けで棄却され、その後、高等裁判所へ控訴するも、平成〇年〇月〇日付けで却下されている。

(4) 請求人は、更にその後の後続期間について監督署長に請求するも支給しない旨の処分をしたことから、審査請求を続けたが、審査官は審査請求の全てについて棄却決定し、当審査会も棄却している。

(5) 請求人は、今般、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る療養補償給付及び休業補償給付の請求を監督署長に請求したところ、監督署長は上記の後続請求として、同一の事由によりこれらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した傷病が旧傷病の再発と認められるか否か、又は

新たな業務上の事由による傷病と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

本件の再審査請求に関して、請求人の提出資料及び主張を精査したところ、いずれも従前の数次にわたる裁決において当審査会が既に判断を示している範囲内の主張であり、これを超えるものとは認められず、また、再審査請求の理由で主張する内容は、本件の判断に影響を及ぼすとは認められないことから、請求を認容する理由として、同主張を採用することはできない。

したがって、本件再審査請求についても、本件傷病は、前判決と同様の理由により旧傷病の再発及び業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。